

班回覧

由都景第 0325001 号
令和 3年 3月25日

各 位

由布市長 相馬 尊重



屋外広告物を設置している方へ（お願い）

平素より本市行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
由布市では、大分県屋外広告物条例に基づき屋外広告物に関する管理事務を行っています。店舗の看板等を設置している方には、下記の三点をご確認いただき、屋外広告物に対するご理解ご協力をお願いいたします。

記

大分県屋外広告物条例

立看板、広告塔など屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど、街の表情の一部になっています。しかしながら、その設置や管理が適正に行われないと、景観を損なうばかりでなく、落下、倒壊による危険や交通安全上の問題も発生します。そのため、一定のルールを守っていただく必要があります。

1. 屋外広告物を設置するには市に届出が必要です

- 屋外広告物を設置する際には、原則として市長の許可が必要です。
- 許可基準を満たすものしか設置できません。

2. 設置場所や看板の種類によって制限があります

- 屋外広告物を設置できない禁止地域・場所、禁止物件が定められています。
- 違反広告物に該当する場合、市から設置者に対して自主除却もしくは改善を依頼します。一定期間のち改善がされていない物件については市が除却し一時保管を行います。
- 湯布院地域の一部においては、「由布院盆地景観計画」「湯の坪街道周辺地区景観計画」によって、屋外広告物の色彩・素材等に関する許可基準もあります。

3. 看板の安全点検・保守管理の義務があります

- 屋外広告物の設置後は、良好な状態を保持するための管理義務、広告物の劣化及び損傷の状況を点検する義務、許可期間満了等により遅滞なく除却する義務があります。
- 地上から看板の上端までの高さが「4メートルを超える」場合は、有資格者による管理者の設置点検が必要です。

届出・許可基準などの詳細は
由布市 都市景観推進課
TEL 097-529-7334（直通）へ
お問い合わせください

屋外広告物のルールを守りましょう！



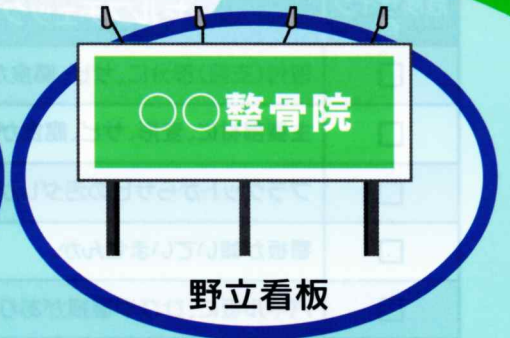
良好な景観を維持し、通行者等の安全を守るためのルールがあります。

以下は全て屋外広告物に該当します。
(営利目的でないものも含まれます。)

屋外広告物とは？



野立看板



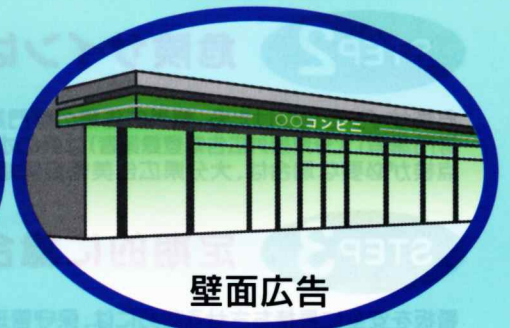
野立看板



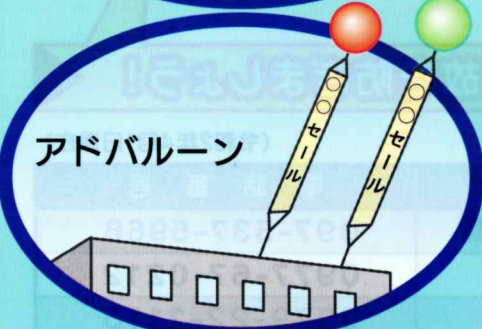
野立看板



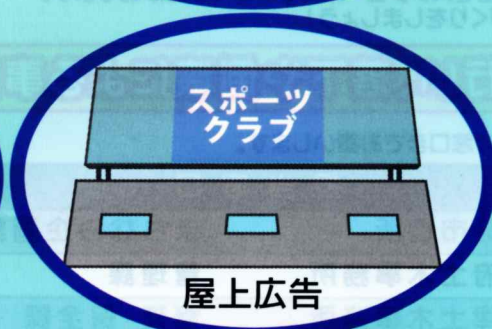
突出広告



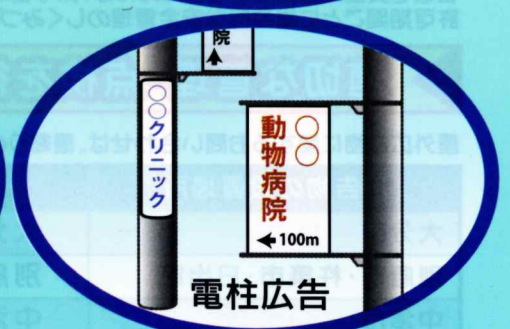
壁面広告



アドバルーン



屋上広告



電柱広告

1

幹線道路沿いや市街地などに設置する場合は許可手続きが必要です！
(設置禁止の場合を除く)

2

掲出場所や広告物の種類に応じ、設置できる位置や面積などの制限があります！

3

ルール(条例)に違反すると罰則の適用を受けることがあります！

詳しい内容は [こちら](#) ➡

大分県 屋外広告物

🔍 検索

《大分の美しい景観を守るため、ご理解、ご協力をお願いします。》

大分県

看板を設置したら、3STEPを実践しよう!

表面はきれいでも、内部では腐食が進み、落下や倒壊等の事故が生じる恐れがあります。



放置すると危険!

STEP1

日常点検でセルフチェック!

看板をチェックする担当を決め、週に1回、目視による点検をしましょう! 地震や台風の後には特に注意して点検をしてください。

危険サイン有	セルフチェック項目	危険サイン有	セルフチェック項目
<input type="checkbox"/>	取付(支持)部分に、サビ、腐食が出ていませんか。	<input type="checkbox"/>	パネル板が、がたついたり外れかけたりしていませんか。
<input type="checkbox"/>	主要部材に、変形、サビ、腐食がありませんか。	<input type="checkbox"/>	表示面の汚染、変色、剥離がありませんか。
<input type="checkbox"/>	ブラケットからサビの汚れが出ていませんか。	<input type="checkbox"/>	照明は正常に点灯していますか。
<input type="checkbox"/>	看板が傾いていませんか。	<input type="checkbox"/>	照明機器が傾いたり、外れかけたりしていませんか。
<input type="checkbox"/>	パネル板に、ひびや破損がありませんか。	<input type="checkbox"/>	部材・部品が欠落していませんか。

STEP2

危険サインは専門業者に相談!

危険サインを見つけたら、屋外広告物の専門業者に詳細な点検や補修を依頼しましょう。専門業者(大分県屋外広告業登録業者)は県のホームページで確認できます。また、有資格者による点検が必要な場合は、大分県広告美術協同組合(097-574-5412)で相談を受け付けています。



STEP3

定期的に総合点検!

看板を安全に長持ちさせるためには、保守管理をスケジュール化しておく必要があります。許可期間ごとに総合的な安全管理のしくみづくりをしましょう!

適切な管理・点検を行い、落下や倒壊による事故を防ぎましょう!

屋外広告物に関するお問い合わせは、最寄りの窓口までお願いします。

(令和2年4月1日現在)

広告物の設置場所	担当窓口		電話番号
大分市	大分市役所	まちなみ企画課	097-537-5968
別府市・杵築市・日出町	別府土木事務所	管理課	0977-67-0212
中津市	中津土木事務所	管理・保全課	0979-22-2110
日田市	日田市役所	都市整備課	0973-22-8217
佐伯市	佐伯土木事務所	管理・保全課	0972-22-3171
臼杵市	臼杵土木事務所	管理・保全課	0972-63-4136
津久見市	津久見市役所	まちづくり課	0972-82-9515
竹田市	竹田市役所	建設課	0974-63-4808
豊後高田市	豊後高田市役所	建設課	0978-25-6240
宇佐市	宇佐土木事務所	建設・保全課	0978-32-1300
豊後大野市	豊後大野土木事務所	建設・保全課	0974-22-1056
由布市	由布市役所	都市景観推進課	097-582-1111
国東市	国東土木事務所	建設・保全課	0978-72-1321
姫島村	姫島村役場	総務課	0978-87-2281
玖珠町・九重町	玖珠土木事務所	建設・保全課	0973-72-1152

*大分市(中核市)は、独自に条例を制定し、運用しています。

*その他、屋外広告物制度全般に関しましては、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課(097-506-4672)までお問い合わせ願います。